

高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種費用償還払いについて

令和2年度高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種対象者が、令和2年4月1日以降に、実施機関及びその他の医療機関等で肺炎球菌ワクチン予防接種を受け、費用を自己負担した場合に自己負担額の全部又は一部を償還いたします。（上限額あり）

対象となる例

- 市外の医療機関等に長期入院（入所）している方
- 接種日当日に各種書類がそろわないなどの止むを得ない理由で予防接種費用を自己負担した方 など

申請する場所

- 保健所保健総務課
- 市内3か所のサービスセンター（駅前・銭函・塩谷）

申請に必要なもの

- ① 領収書（医療機関発行で肺炎球菌ワクチンを接種したことがわかるもの）
- ② 印鑑
- ③ 振込先の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ④ 本人確認のできるもの（運転免許証又は健康保険証）
（生活保護受給世帯は生活保護手帳）

※郵送で申請の場合は、申請書に記入・押印の上、必要書類を添付してください。
（郵送の場合、③、④は写し可）

その他

- 令和3年3月31日までに申請を完了してください。
- 申請してから償還まで日数がかかります。
- 償還額は、下のとおりです。

	償還額 （限度額は右のとおり）	左の限度額
市民税非課税世帯	自己負担額	7,700円
生活保護受給世帯		
市民税課税世帯	自己負担額-3,000円	4,700円